

令和2年4月7日

## 新型コロナウイルス感染症対策について

○新型コロナウイルス感染症対策の観点から、次のとおり対応をお願いいたします。

### ○『会館事業（相談事業除く）』について（5月6日まで）

- ・原則中止または延期とします。
  - ・既に予定があったものについて、中止、延期した場合は記録をお願いします。
  - ・特段の事情により、中止または延期できず開催する場合、ウィルス対策をより徹底した上、開催願います。併せて事前に人権政策課まで報告願います。
- ※『健康相談』についても、サロンを原則閉鎖することから、5月6日まで中止とします。

### ○『貸館の利用』について（5月6日まで）

- ・今まで以上に、より厳格な感染拡大防止の対応（下記および別紙を参考にして下さい。）を促したうえ、中止、延期できない等特段の事情を有する場合、主催者の責により、安全対策が十分担保されることを条件に、利用者の受け入れを行ってください。（今後の状況次第で、急遽利用を停止する可能性があることを事前に利用者にお伝えください。）
- ・新型コロナウイルスの影響で、予約済の貸館をキャンセルされた場合は、その旨記録願います。  
（講座中止の報告と合わせて市への報告が必要となります。）
- ・新型コロナウイルスの影響でキャンセルの場合は使用料を全額返金することとします。（有料利用者の場合。）

【感染拡大防止のために必要な対応の一例】

- ①利用者全員の氏名と連絡先の確認
- ②利用者のマスク着用、消毒、手洗い
- ③利用者同士の距離を保つ（1メートル以上）
- ④部屋の換気

## ○ 『子どもの受け入れ』 について（4月19日まで）

※学校の対応により延長の可能性有

- ・ 特段の理由がない限り、利用を断ることとします。
- ・ 子どもたちに対する感染防止のため原則家庭で過ごすよう促してください。
- ・ 個別の事情等で止むを得ない場合には受け入れを行ってください。

## ○ 『相談』 について（5月6日まで）

- ・ 相談業務は継続することとしますが、利用者との直接接触を可能な限り避け、感染防止を図ることから、電話相談を基本として対応願います。

## ○ “感染者が発生した場合の対応” について

- ・ 館の職員および利用者で感染者が出た場合は、速やかに人権政策課へ連絡をお願いします。

※現状では、病院の検査等で感染が確認された時点で、市よりも先に保健所が感染について把握を行うため、保健所より連絡があった場合、その指示に適時従うようにしてください。

## ○ “対策の開始期日” について

- ・ 明日4月8日以降で、上記対策の周知等準備が整い次第速やかに、当該対策を実施いただきますようお願いします。

※不明な点等がございましたら人権政策課（561-2335）までご連絡ください。